

池田総合法律事務所 池田特許事務所 ニュースレター



～新春だより～

平成29年1月 第16号 <http://www.ikedalawpatent.jp/>

明けましておめでとうございます。本年もよろしく御願いたします。

昨年のイギリスのEU脱退、トランプ米大統領の誕生という、世界規模の番狂わせに代表されるように、世の中、何が起こってもおかしくありません。AI(人工知能)、ビッグデータの実用化もめざましく、私どもの仕事の領域でいいますと、アメリカの大手法律事務所が、弁護士に法的アドバイスをするAIを既に導入しているというようなことがあります。周囲の状況の変化にも対応しながら、それに振り回されることなく、自分の立ち位置をしっかり保持していくのは大変なことです。足下ばかりを見ていると却ってバランスを崩しますので、遠くも見ながら、焦らず弛まず進んでいきたいものです。

<パートナー弁護士1名が加わりました>

さて、当事務所では、本年年初より、**西脇健人弁護士**をパートナーとして迎えました。西脇弁護士は、当事務所のパートナーである上杉謙二郎弁護士と、司法研修所同期(64期)の31歳、弁護士経験満5年の新進気鋭の弁護士です。激しく変転する最近の社会状況の中、皆様方のご要望に corres 応べく、新しいことにも果敢に挑戦していく、進取の気性に富んだ弁護士です。上杉弁護士ともども、皆様の信頼も十分に得られるものと確信しております。総勢4人体制となり、皆様からのご期待、ご要望に、より迅速・的確に対応できることとなりましたので、引き続き、よろしく御願いたします。

<事務所名称を変更しました>

また、事務所の名称を、従来の「池田総合特許法律事務所」から、「**池田総合法律事務所**」と「**池田特許事務所**」に分けた表記とすることとしました。これまでは、事務所名に「特許法律事務」とあることから、特許に関連した法律事務を専門にし、それ以外の、たとえば、離婚、相続といった一般民事案件は取り扱わないのではないか、という誤解を与えやすく、そうしたご質問を受けることもありました。そのため、「法律事務」も「特許・商標・著作権・不正競争防止などの知財業務」も行うことを明確にしたものです。名称変更によっても、当事務所の業務内容は、従来と全く変化はございませんので、今後ともよろしく御願いたします。

皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、ご意見・ご質問もご遠慮なく、当事務所(メールikedalawpatent@par.odn.ne.jp、FAX052-684-6291)までお寄せください。

相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

☎ 052-684-6290

受付時間9:00AM~5:30PM

【ご挨拶】

私こと、平成23年12月の弁護士登録以来、4年間他の事務所で勤務をした後、独立しましたが、事業拡大により、人材及び物理的なスペースが不足してしまっていたところ、池田両弁護士から合流のお話をいただき、当事務所のパートナーに就任させていただき運びとなりました。

目下、当事務所での私の役目は池田両弁護士そして今後当事務所を引っ張っていくことになるであろう上杉弁護士を支えることだと考えておりますので、今後はその役目を果たし、充実した法的サービスを提供できるように、日々業務に邁進する所存です。

生まれは犬山市ですが、幼少期から大学を卒業するまでは岐阜市で生活をしておりました。趣味は釣りで、海、川、湖と水辺であればほとんど竿を出しています。腕前はまだまだですが、お誘いいただけると幸いです。

業務としては、主に人事労務問題を中心に行ってきました。最近は税務面での相談案件も取り扱っています。

皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

【西脇健人】



【西脇健人弁護士のプロフィール】

平成19年3月 名古屋大学法学部卒業
平成22年3月 名古屋大学大学院
法学研究科
実務法曹養成専攻卒業
平成22年4月 司法試験合格
平成23年12月 弁護士登録

【主な弁護士会活動】

愛知県弁護士会民事弁護委員会 委員
愛知県弁護士会子どもの権利委員会 委員



事務所からのお知らせ
～セミナーのご案内～

【開催予定のセミナー】



今年上半期に予定していますセミナーは、同封の案内の通りです。今回は、第1・2回のセミナー案内を送付させて頂いておりますが、第3回以降で、ご興味のあるセミナーがございましたら、ご遠慮なく、案内請求をして頂きたいと存じます。後日、案内が出来る段階になりましたら、ご希望の連絡方法にて、ご案内を差し上げます。

なお、今後のセミナー案内やセミナーの様子等も当事務所のホームページにアップしていく予定ですので、是非、ご覧下さい。また、ご希望のセミナーがございましたら、企画の参考にさせていただきますので、ご意見をお寄せ下さい。



相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。無料相談会も行っています。

日程については、お電話にてお尋ね下さい。

ホームページは
下記にアクセス
して下さい。

☎ 052-684-6290

予約受付時間9:00AM~5:30PM
ikedalawpatent@par.odn.ne.jp



介護をした分、相続で考慮されますか？ ～療養看護型寄与分の話～



親族が亡くなり相続が生じたとき、どのように遺産を分けるかという遺産分割協議がなされることが通常です。その時、亡くなった方（被相続人）の介護を行ってきた相続人から、介護での貢献を、遺産分割でも考慮してもらいたいという主張が出されることが、しばしばあります。

これは、「寄与分」という問題なのですが、おおまかに言えば、被相続人の財産の増加や維持に特別の貢献をした相続人については、その貢献分を法定相続分（法律上定められている取得分）に上乗せして、相続人間の公平を図ろうという制度です。その中で、被相続人の介護や看護を行った場合を特に、「療養看護型」の寄与分と呼んでいます。

このように、法律上の制度として寄与分は定められているものではありませんが、以前は、主張をしてもなかなか裁判所から認めてもらえることが難しいとされてきました。ところが、近時、裁判所レベルにおいても、この「療養看護型」の寄与分の主張が認められやすくなってきているという状況にもわかに聞かれるところであり、高齢化社会と呼ばれる昨今の事情も相まって、注目されています。



療養看護型の寄与分が認められるためには、「被相続人と相続人の身分関係に基づいて通常期待される程度を超える特別の寄与」が必要とされますが、これを判

断するための要素としては、一般的に、

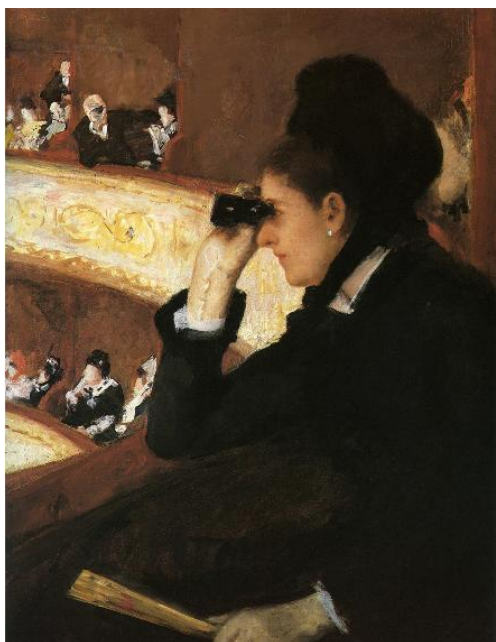
①療養看護の必要性、②特別の貢献、③無償性、④継続性、⑤専従性、といった要素が挙げられます。さらに、相続人の貢献が、被相続人の財産の増加や維持と関連すること（因果関係）も必要とされます。

個別の要素についての説明は、今回は省略させていただきますが、おおざっぱに言えば、一定の介護を要する状況の下、無償で介護に従事し、それが一定期間継続しなければならないということです。また、そうした状況での介護に従事したということは、後々客観的に証明しなければいけませんので、介護保険に関する各種資料や、日々の介護の状況を記した日記などの資料を準備することが必要になってきますので、その当時から、一定の記録化を図っておくことも重要と思います。

なお、どの程度の寄与があったか、という金銭評価の問題については、介護保険の報酬額を基準とした介護の日当額に療養看護日数を掛け、さらにそれに裁量的な割合を掛けて算出するという方法が、裁判所でも用いられているようです。

このお話につきましては、平成29年3月にセミナーを開催して、寄与分が認められるための要素の検討など、もう少し詳しい内容にも触れていきたいと思いますので、興味のある方は、是非ご参加ください。セミナーのご案内は、ニュースレターに同封しております。 <上杉謙二郎>

私的絵画百選⑥



オペラ座の黒衣の女（オペラ座にて）
Woman in Black in the Opera

81.3×66.0 cm
油彩・画布
ボストン美術館所蔵
1879年制作

メアリー・カサット
(Mary Cassatt)

パリのオペラ座でオペラグラスを手に柔ら
いだ表情を見せる女性の横顔。黒衣の女性は
一心に舞台に目を向けています。左手には、
扇が握られていますが、婦人の礼装道具と
して持ってはいるものの、そこに気は払われ
ていません。向こうの座席には男性と女性
の姿が見えますが、男性は、あちらこちら
に視線を向けています。舞台よりも社交に
夢中です。ひょっとすると奥の男性は、
オペラグラスで離れた席に座るこの美
しい女性を眺めているようにも見えます。

オペラ座の棧敷席に絵の題材を得た作品は
少なくありませんが、アメリカ出身の女流
画家メアリー・カサットは、この作品の女
性は性別的な色合いを強調しない黒衣を身
にまとい自然な視線に鑑賞者を惹きつけま
す。画面構成も大胆です。

やや荒々しい筆致とも感じられるこの作品

は米国で初めて展示された画家の印象主義
的画題の作品と考えられています。

メアリーは、1844年に米国ペンシルバニ
ア州に、株仲買人の父親と銀行業を営む家
系の母親の裕福な家に生まれました。10代
後半カサットは画家になる決意をします。美
術学校に入りますが、女学生はヌードデッ
サンを禁じられていたため反発します。そ
の後20代に入ってパリに渡りますが、当
時、女性は国立美術学校へ入学が許され
ていませんでした。画塾に通ったり、ルー
ブルで模写をしたりして学んでいきま
す。ドガとアトリエが近く、彼からも影
響を受けます。

観察眼鋭く、それでいて暖かな色調、米
国の巨匠の一人といわれるメアリーは生
涯独身でしたが、母子や子どもの日常
風景の中に現代にも通じる豊かな精神
性を感じさせます。

<池田桂子>